

公共建築物等における木材利用の促進スキーム

< 農林水産大臣・国土交通大臣による基本方針の策定 >

具体的なターゲットと国自らの目標の設定（率先垂範）

低層の公共建築物については
原則として全て木造化を図る

木材利用促進のための支援措置の整備

< 法律による措置 >

公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等の計画を農林水産大臣が認定

認定を受けた計画に従って行う取組に対して、林業・木材産業改善資金の特例等を措置

< 木造技術基準の整備 >

本法律の制定を受けて、官庁営繕基準について木造建築物に係る技術基準を整備

整備後は地方公共団体へ積極的に周知

< 予算による支援 >

品質・性能の確かな木材製品を供給するための木材加工施設等の整備への支援

展示効果やシンボル性の高い木造公共建築物の整備等を支援

等

具体的・効果的に木材利用の拡大を促進

- ・公共建築物における木材利用拡大(直接的効果)
- ・一般建築物における木材利用の促進(波及効果)

併せて、公共建築物以外における木材利用も促進

- ・住宅、公共施設に係る工作物における木材利用
- ・木質バイオマスの製品・エネルギー利用

林業・木材産業の活性化と森林の適正な整備・保全の推進、木材自給率の向上

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律について

I. 趣旨

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。

II. 法律の内容

1 国の責務

国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

※ 公共建築物とは、次のものをいう。

- ① 国・地方公共団体が整備する公共の用等に供する建築物
- ② 国・地方公共団体以外の者が整備する建築物で①に準ずるもの

2 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3 基本方針の策定

農林水産大臣及び国土交通大臣は、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない。

4 都道府県及び市町村における方針の策定

都道府県知事及び市町村は、それぞれ、当該都道府県及び市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

5 公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制の整備

- (1) 木材の製造を業として行う者は、公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等に取り組む計画（木材製造高度化計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。
- (2) 木材製造高度化計画の認定を受けた場合には、林業・木材産業改善資金助成法の特例等の措置を講ずる。

6 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

国及び地方公共団体は、住宅における木材利用、公共施設に係る工作物における木材の利用及び木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努める。

III. 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

国の基本方針の主なポイント

- 1 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
 - 公共建築物における木材の利用の促進が、林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止等に貢献すること
 - 過去の非木造化の考え方を、公共建築物については可能な限り木造化、内装等の木質化を図るとの考え方に転換

- 2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進
 - 木造化を促進する対象としない施設の例（災害応急対策活動に必要な施設等）
 - 木造化が困難な場合でも内装等の木質化、備品や消耗品としての木材の利用、木質バイオマスの利用を促進

- 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - 国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る
 - 高層・低層に関わらず内装等の木質化、備品や消耗品としての木材の利用を促進するほか、暖房器具等への木質バイオマス燃料の導入に努める等

- 4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
 - 各省各庁の木材の利用の方針・目標の設定、推進体制等

- 5 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
 - 公共建築物の整備に適した木材の円滑な供給の確保
 - 合法木材の供給・利用の促進

- 6 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項
 - 都道府県方針又は市町村方針を作成する場合の留意事項
 - 維持管理を含む公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
 - 関係省庁等連絡会議の設置

新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月策定）の概要

1 趣旨

木材自給率50%という目標達成や地球温暖化対策への貢献のため、農林水産省を挙げて木材利用の推進に取り組むとともに、政府全体の取組に広げ、さらには、地方公共団体や民間企業、消費者までに浸透させる。

2 公共土木工事

- ① 柵工（安全柵、手すり等）とともに、残存型枠（残置式のコンクリート型枠）、標識工（場所等の案内板）、視線誘導標等について、「木製割合100%」を目標とする。
- ② 木製割合を100%にできない土留工、筋工、伏工、防風柵等については、林野庁事業とともに、農村振興局、生産局及び水産庁の事業について「基準年に対する木材利用量の増加（1.5倍）」を目標とする。
- ③ 設計図書に木造・木質化で建設することを明記する。

3 補助事業対象施設、庁舎の営繕等

- ① 年度ごとに整備された補助事業対象施設、庁舎について、木造化とともに内装の木質化に取り組むこととし、数値目標（内装の木質化率100%）を設定する。
- ② 補助事業に係る要綱・要領、営繕等に係る仕様書に木造・木質化で建設することを明記する。

4 木製品の導入

- ① カートカン、事務機とともにコピー用紙について、数値目標（間伐材等を使用したもの100%）を設定する。
- ② 書棚、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについても、数値目標（間伐材等を使用したもの100%）を設定する。

5 公表

計画の実施状況について公表する際、併せて目標を達成できなかった施設等について、その理由も公表。

6 民間企業等への普及推進

木材利用推進について、関係省庁や地方公共団体、民間企業等へ積極的な働きかけを行う。

新農林水産省木材利用推進計画

平成22年12月策定



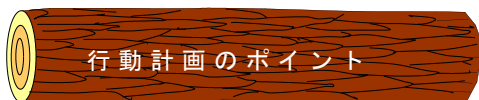
「先づ隗より始めよ」

「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、国は率先して公共建築物における木材利用の促進に努め、地方公共団体等に国の方針に即した主体的な取組を促すなど、幅広い木材需要の拡大を目指す必要

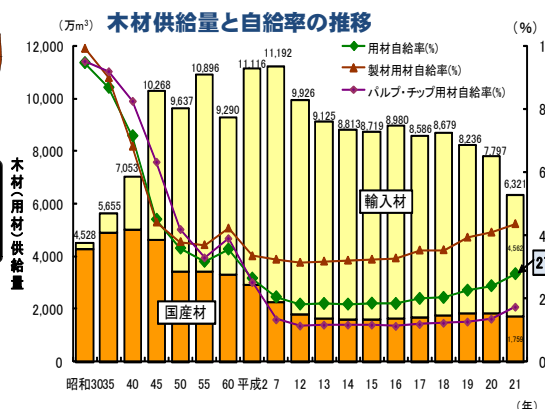
- ・森林・林業再生プランの「10年後の木材自給率50%以上」という目標を達成
- ・温室効果ガスを2020年までに1990年比25%削減という地球温暖化の中期目標を達成

農林水産省自らがより一層の木材利用の拡大に取り組む
「新農林水産省木材利用推進計画」の策定

原則 木造・木質化・木製品



1. 法律に基づく農林水産省の計画
2. 農林水産省・関係機関を挙げて取り組む
3. 具体的な目標を設定
4. 計画の実施状況を毎年公表（未達成の場合は理由も公表）
5. 取組みの普及促進（企業・消費者等）



庁舎の営繕

- ◎木造化とともに内装の木質化に取り組む
木造率・内装の木質化率 100%
- ◎仕様書に木造・木質化で建設することを明記

公共土木工事

- ◎柵工（安全柵等）、残存型枠（残置式のコンクリート型枠）、標識工（場所等の案内版）、視線誘導標等
木製率 100%
- ◎土留工、筋工、伏工、防風柵等
基準年に対する木材利用量の増加（1.5倍）
- ◎設計図書に木造・木質化で建設することを明記

補助事業対象施設

- ◎木造化とともに内装等の木質化に取り組む
木造率・内装の木質化率 100%
- ◎要綱・要領に木造木質化で建設することを明記

木製品の導入

- ◎カートカン、事務机、コピー用紙、書棚、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイル
間伐材等を使用したもの 100%

モデル的な取組

- ◎新たな分野において、木材の利用をモデル的に実施
 - ・間伐材を利用した残置式木製型枠の利用
 - ・間伐材等をチップ化して植生基材吹き付け工の基盤材として利用
 - ・木製ガードレールとして利用
 - ・間伐材を魚礁に利用



柵工



木造公共施設



庁舎（農林水産省本省）



間伐材印刷用紙を用いた白書



魚礁

新農林水産省木材利用推進計画と 旧農林水産省木材利用推進計画との違い

1 趣旨

- ・ 公共建築物木材利用促進法の狙いや国の役割などを追記

今後、国は率先して公共建築物における木材の利用に努め、地方公共団体や民間企業等に国の方針に即した主体的な取組を促すなど、幅広く、木材需要の拡大を目指して主体的な役割を果たすことが求められている

- ・ 計画の目標の1つに「10年後の木材自給率50%以上」を追記
- ・ 本計画を公共建築物木材利用促進法に基づく「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」として位置付け

2 (2) 取組方針

- ・ 基本方針を踏まえ、取組方針として以下を追加
 - ① 低層の公共建築物は原則としてすべて木造化を図る
 - ② 低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進する
 - ③ 木造と非木造との混構造の採用も積極的に検討する
 - ④ 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を推進する
 - ⑤ 木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める
- ・ 庁舎の営繕、補助対象事業の木造化・木質化に当たって、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断
- ・ 庁舎の営繕、補助対象施設については、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に努める

5 実施に当たって留意すべき事項

- ・ 公共土木工事の推進に当たっては、木材利用の促進を含めた総合的なコスト改善に資するよう取り組む

7 関係省庁、民間等への普及推進

木材の利用促進に関する消費者の理解の醸成を図るため、公共建築物における木材の利用の促進の意義等について、消費者に分かりやすく示すよう努める

「(仮称)北海道地域材利用推進方針」(素案)の概要

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国の基本方針に即して、道としての公共建築物における地域材^(注)の利用の促進に関する基本的な考え方及び道が整備する公共建築物における地域材の利用の目標並びに公共建築物以外での地域材の利用の促進に関する基本的な考え方等を定める。

(注) 地域材とは、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材をいう。

1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

- ・地域材の利用の促進が、本道の林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止等に貢献すること
- ・過去の非木造の考え方を、公共建築物については可能な限り木造化、内装等の木質化を図るとの考え方に転換すること
- ・公共建築物の整備に当たっては、合法性や産地が証明された地域材で、乾燥、強度が明示されている J A S 製材の使用に努めること

2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- ・建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進
- ・木造化が困難な場合でも内装等の木質化、備品や消耗品としての地域材製品の利用、森林バイオマスの利用を促進

3 道が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

- ・道は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、その基準を設定
- ・中高層・低層に関わらず内装等の木質化、備品類での地域材製品の利用を推進するものとし、その基準を設定
- ・暖房器具等への森林バイオマス燃料の導入を推進

4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- ・公共建築物の整備に適した地域材の円滑な供給の確保
- ・公共建築物に利用する耐火性等の品質・性能が高い木質部材の開発の促進

5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

- ・住宅や民間事業所等における地域材の利用を促進
- ・公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用を推進し、景観等に配慮が必要な場所では木製ガードレールなどの利用に努めること
- ・畜舎やエゾシカ進入防止柵など農業用施設での地域材の利用を促進
- ・木質ペレットなど森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進

6 その他公共建築物等における地域材の利用の促進に関する必要事項

- ・公共建築物の整備等において維持管理を含むコスト面で考慮すべき事項
- ・道の関係部局で組織する木材利用推進委員会（平成8年7月9日設置）により、公共建築物等における地域材の利用の取組を推進

(仮称)北海道地域材利用推進方針（素案）

（仮称）北海道地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、国の公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号。以下「基本方針」という。）に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の公共建築物における利用の促進を図るため、公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向、公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、道が整備する公共建築物における地域材の利用の目標、公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項並びに公共建築物以外での地域材の利用の促進に関する基本的事項等を定めるものである。

第1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

国の基本方針における公共建築物での木材利用の意義やその効果を踏まえたうえで、道や市町村等が整備する公共建築物での地域材の利用を促進することは、林業の再生を通じた森林の整備を進めるうえでも極めて重要である。

我が国の森林面積のおよそ4分の1を占める北海道の森林は、エゾマツやミズナラに代表される天然林やカラマツなどの人工林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、道民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。

しかし、これまで木材などの林産物の供給などを通じて森林を支えてきた北海道の林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢から事業活動が停滞し、加えて、一部の地域では、急激な伐採の増加に造林が追いつかず伐採跡地が増加するなど、森林の多面的機能の持続的な発揮や木材の安定的供給に支障を来すことが懸念されている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、地域材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を道民に幅広く提供し、「木育」の取組なども通じて、地域材の利用の意義等について道民理解を効果的に醸成することが重要である。

このため、多くの道民の利用に供される公共建築物において、環境にやさしい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材の利用の意義や良さを広く普及することによって、住宅や民間事業所などの一般建築物や農業施設、工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

2 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている。

このため、1の公共建築物における地域材の利用の促進の意義を踏まえ、非木造を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における地域材の利用の促進を図るものとする。

(1) 道の役割

道は、自ら率先してその整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、推進方針に基づく公共建築物における地域材の利用の促進に向けた措置の実施状況を明ら

かにし、公共建築物及び公共建築物以外の建築物等における地域材の利用のより効果的な促進に努めるものとする。

また、市町村と連携しながら地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(2) 市町村の役割

市町村は、市町村の区域内の公共建築物における地域材の利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められるため、法第9条に規定する市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町村方針」という。）を作成することが期待される。

また、市町村は、その整備する公共建築物における地域材の利用の促進に取り組むほか、市町村方針を作成した場合には、その公表に努めるとともに、当該方針に基づく公共建築物における地域材の利用の促進に向けた措置の実施状況を積極的に明らかにするよう努めるものとする。

(3) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

道又は市町村以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本推進方針及び市町村方針を踏まえ、道又は市町村が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

(4) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、道又は市町村が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された地域材（「北海道グリーン購入基本方針（平成13年8月6日施行）」に基づき毎年度定める「環境物品等調達方針」（以下「環境物品等調達方針」という。）の特定調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たす物品等）等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において地域材を利用するに当たっては、「環境物品等調達方針」に示された判断基準を満たすものを選択するとともに、道民の安全と安心を確保する観点から森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、乾燥や強度が明示されているJAS製材の使用に努めるものとする。

(5) 道民の理解の醸成

道及び市町村は、公共建築物における地域材の利用の促進の意義等について道民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

(注) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 道又は市町村が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く道民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、道又は市町村の事務・事業又は職員の住居の用に

供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

(2) 道又は市町村以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、道又は市町村以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く道民に利用され、道民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く）の建築物が含まれる。

2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

(1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、第2の1の(1)及び(2)に記載する以外の建築物であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や地方公共団体の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木製品導入の促進

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

(3) 森林バイオマスの利用の促進

森林バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、森林バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(4) 地域材利用に係る環境等への貢献度についての普及

道及び市町村は、カーボン・フットプリント（CFP）やライフサイクル・アセスメント（LCA）等を活用し、公共建築物での地域材の利用が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果や利用者の心理面、情緒面及び健康面に及ぼす効果の普及に努めるものとする。

3 道及び市町村の取組

公共建築物での地域材の利用に当たり、道及び市町村は連携して以下により推進するものとする。

(1) 道の取組

道は、公共建築物での地域材の利用を促進するため、国が実施する施策の効果的な活用と併せ公共建築物を整備する者への支援、設計者や木材加工技術者などの人材育成、耐火部材や木造建築工法等に関する技術開発、公共建築物に利用する地域材の供給体制の整備、木造公共建築物の事例の収集・提供など総合的な施策の推進に努めるものとする。

(2) 市町村の取組

市町村は、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、地域の実状に即した独自の施策の充実を図り、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的

に検討するとともに、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

第3 道が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

道立施設の木造化・木質化等を進めるに当たっては以下によるものとする。

(1) 木造化の推進

道は、その整備する公共建築物のうち、第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、その場合の基準は別表1による。

なお、建築基準法等における規制等が見直された場合は、この基準における基準値等についても見直すものとする。

(2) 木質化の推進

道は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとし、その場合の基準は別表2による。

(3) 木質家具等の導入の推進

道が整備する公共建築物において使用する家具等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとし、その場合の基準は別表3による。

(4) 木製机・椅子の導入

道が整備する公共建築物において使用する家具のうち、木製机・椅子を導入する場合の基準は別表4による。

(5) グリーン購入の推進

道が整備する公共建築物において利用する地域材製品については、「環境物品等調達方針」に示された判断基準を満たすものとする。

(6) 森林バイオマスの利用の推進

道が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、森林バイオマスを燃料とするものの導入を推進するものとする。

第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 地域材の安定的な供給の確保

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、道及び市町村は、これら地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するとともに、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

2 公共建築物の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

木材製造業者等は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

また、道は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構等の試験研究機関と連携し、地域材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、地域材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

第5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

道及び市町村は、公共建築物での地域材の率直的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

1 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援、住宅等を建築する担い手の育成、住宅部材の開発等の施策の推進に努め、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進

道及び市町村は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所では木製ガードレールや公園の木柵など地域材製品の利用に努めるものとする。

また、試験研究機関等と連携して、新たな工法や製品の開発を促進するとともに、建設業者への技術支援、情報の提供等により、土木工事や工作物等での地域材の利用を推進するものとする。

なお、道が発注する公共土木工事については、「公共土木工事における間伐材利用推進指針（平成20年7月7日制定）」に基づき実施するものとする。

3 農業用施設での地域材の利用の促進

農業は、本道の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、畜舎やエゾシカ進入防止柵などの農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

4 森林バイオマスの利用の促進

道及び市町村は、公共建築物における森林バイオマスの利用を推進するとともに、道民への利用の意義の普及啓発や加工・利用施設の整備への支援、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質ペレットなど森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用を拡大するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を促進するものとする。

第6 その他公共建築物等における地域材の利用の促進に関する必要事項

1 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備に当たっては、建設コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮し、これらを総合的に判断したうえで、地域材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物等における地域材の利用の推進体制

(1) 地域材の利用の推進体制

道及び市町村の公共建築物等における地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、道の関係部局等で組織する「木材利用推進委員会」（平成8年7月9日設置）を推進機関として、公共建築物等における地域材の利用の取組を推進するものとする。

(2) 地域材の利用状況に関する調査

「木材利用推進委員会」は、道及び市町村における地域材の利用状況を把握するため、別に定める要領により、毎年度、利用状況に関する調査を実施し、公共建築物等における地域材の利用の効果的な推進に資するものとする。

道が整備する公共建築物の木造化推進基準

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）				木材の使用条件
	1,000m ² 以下	1,000m ² 超 ～2,000m ² 以下	2,000m ² 超 ～3,000m ² 以下	3,000m ² 超	
学校	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。※①②		<p>次の全ての条件を満たすこと。ただし特殊な用途に用いるもの等でこの条件では入手が困難な場合を除く。</p> <p>①合法性、持続可能性が証明された木材</p> <p>②北海道内で生産し加工されたことが証明された木材</p> <p>③JAS製材</p>
保健福祉施設 （保健所、児童福祉施設等）	法令の範囲内で可能なものは、木造とする。				
医療施設 （病院、診療所等）	入院施設あり	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。※①②		
	入院施設なし	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①		
運動施設 （体育館等）	平屋建てのものは、木造とする。	平屋建てのものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①	平屋建てのものは、必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。※①②	<p>地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努める。</p>	
社会教育施設 （美術館等）	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは必要な防火措置を行い木造とする。※①	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。※①②		
集会場	2階建て以下で客席が200m ² 未満のものは、木造とする。	2階建て以下で客席が200m ² 未満のものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①			
道営住宅 職員住宅	2階建て以下のものは、木造（2階建てで2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階建てで2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。※①②			
庁舎 研修所 交番・駐在所	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①			
宿泊施設 （研修宿泊所等）	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。※①②			
倉庫	2階建て以下のものは、木造（1,500m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。 ※①②				

- (1) 上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。
- (2) 防火地域及び準防火地域において、木造化が困難とされる建築物についてはこの限りでない。
- (3) 防災・保安上の理由等から木造化が困難な場合はこの限りでない。
- (4) 本表の適用に当たっては、建設コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮しこれらを総合的に判断し適用する。

※① 延べ面積が1,000m²を超える大規模木造建築物等は、外壁及び軒裏の延焼のおそれのある部分を防火構造とし、屋根は不燃化等の措置を要する。

※② 準耐火建築物は、主要構造部を準耐火構造又はそれと同等の性能を有するものとし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備の設置を要する。

道が整備する公共建築物の木質化推進基準

建築物の用途		内装等の木質化を行う主たる箇所
学校		居室（教室、職員室、進路相談室、音楽室、図書室等）、玄関、廊下の壁面及び床
保健福祉施設 （保健所、児童福祉施設等）		居室（リハビリ室、図書室、研修室、面談室、娯楽室、入所者室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面、床
医療施設 （病院、診療所等）	入院施設あり	居室（病室、待合室、面会室、食堂等）、ロビー、廊下の壁、床
	入院施設なし	
運動施設 （体育館等）		床、壁面、各付帯設備（更衣室、トイレ等）の壁面
社会教育施設 （美術館等）		居室（各種展示室、資料室、図書室、研修室、会議室等）、廊下、ロビーの壁面
集会場		居室（講堂、会議室、研修室等）、廊下、ロビーの壁面
道営住宅 職員住宅		主たる居室、玄関、廊下の壁面、床
庁舎 研修所 交番・駐在所		居室（事務室、幹部室、応接室、会議室、講堂、食堂等）、廊下、ロビーの壁面
宿泊施設 （研修宿泊所等）		居室（宿泊室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面、床
倉庫		主たる部位

※ 内装木質化については、関係法令等で制限がある場合を除き、可能な限り木質とする。

(別表3)

道立施設における木質家具等導入の推進基準

木質家具導入を推進する施設	主な対象施設	導入を推進する主な木質家具	導入の基準								
学校	小学校、中学校、高等学校、高等学校、特殊教育諸学校、高等技術専門学院 等	<table border="1"> <tr> <td>机</td> <td>事務用、教室用、OA用、会議室用、応接用 等</td> </tr> <tr> <td>椅子</td> <td>事務用、教室用、会議室用、応接用 等</td> </tr> <tr> <td>収納家具</td> <td>書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚 等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>ローパーティション、案内板、掲示板、傘立て、コートハンガー 等</td> </tr> </table>	机	事務用、教室用、OA用、会議室用、応接用 等	椅子	事務用、教室用、会議室用、応接用 等	収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚 等	その他	ローパーティション、案内板、掲示板、傘立て、コートハンガー 等	<p>各施設の新・増改築及び各種家具更新時に、次のすべての仕様を満たす木製品を導入する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①地域材の使用が明記された製品であること。 ②接着剤・塗料・木質部分以外の材料等は、環境に十分配慮したものが使用されていること。 ③その他、グリーン購入法特定調達物品の判断基準に適合していること。</p> </div> <p>なお、導入を推進する木質家具のうち「机・椅子」については、「別表4」のとおりとする。</p>
机	事務用、教室用、OA用、会議室用、応接用 等										
椅子	事務用、教室用、会議室用、応接用 等										
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚 等										
その他	ローパーティション、案内板、掲示板、傘立て、コートハンガー 等										
保健福祉施設	保健所、児童福祉施設、障害者支援施設 等										
医療施設	病院、診療所 等										
運動施設	体育館、水泳場 等										
社会教育施設	図書館、美術館、博物館、記念館 等										
集会場	興行場、集会場 等										
道営住宅・職員住宅	道営住宅、職員住宅 等										
庁舎・研修所・交番	庁舎、警察署、交番、駐在所、研修所、試験場 等										
宿泊施設	研修所 等										
その他	倉庫 等										

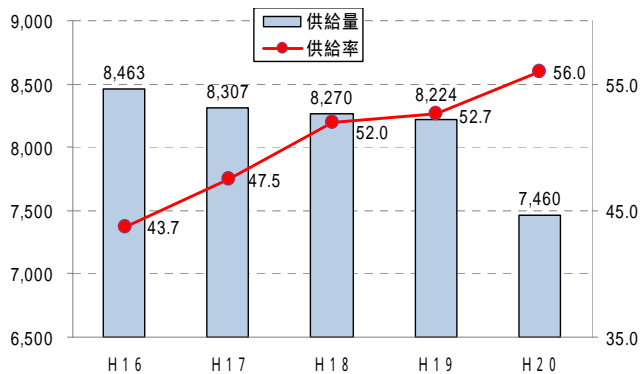
(別表4)

道立施設における木製机・椅子の導入基準

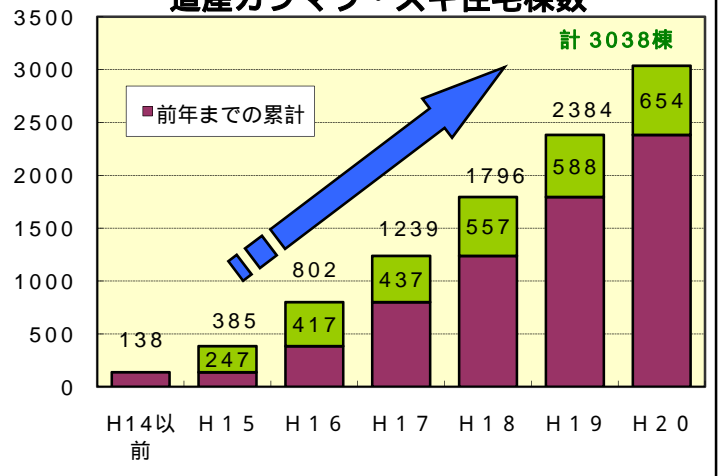
対象施設				仕様	推進方策												
各部等が所管する下記施設を対象とし、新・増改築、破損等による交換などの机・椅子更新時に木製机・椅子を導入する。				道立施設に導入する机・椅子について、共通の仕様『北海道モデル』を設定する。	導入を進めるための具体的な方法として、各施設の導入箇所に応じた導入方法等を次のとおりとする。												
所管部等	教室用	事務室用	その他 (会議室、応接・待合室、OA室等)	<p>『北海道モデル』共通仕様 机天板や椅子背・座面等に地域材が使用された製品を『北海道モデル』とし、今後、道立施設に導入を推進する机・椅子の共通の仕様とする。 また、製品の選定にあたっては、以下①～⑤のすべての条件が満たされているものとする。</p> <p><選定条件></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①机天板等の木質部分の見た目や肌触りなどから、木の良さが感じられるものであること。</p> <p>②部材に集成材・合板・積層板が用いられている場合は、ホルムアルデヒド放散量の水準が「日本農林規格(JAS)」で定められている『F☆☆☆☆』のものであること。それ以外の部材についても、健康や環境に十分に配慮したものが使用されていること。</p> <p>③木質部分が衣類等に引っかからないように表面加工されていること。</p> <p>④サイズは導入施設に合わせること。</p> <p>⑤グリーン購入法特定調達物品の判断基準に適合していること。</p> </div>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>導入箇所</th> <th>導入方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆新築時においては、積極的に木製机・椅子の導入を検討する。 ◆机・椅子を老朽化等により更新する場合、又は破損等により交換する場合は、積極的に木製品の導入を検討する。 </td> <td> ①天板は、「リバーシブル」又は「交換が可能」であること。 ②持ち運びが容易な工夫又は軽量化(机・椅子セットで概ね15kg以内)された製品であること。 ③部品交換やメンテナンスが容易に行えること。 ④サイズは「日本工業規格『学校用家具-教室用机・椅子』(JIS S1021)」を参考にする。 </td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆管理職、受付など、来庁者の目に付きやすい箇所は、積極的に木製机・椅子を導入する。 ◆その他の机・椅子については、必要に応じて木製品の導入を検討する。 </td> <td> ①諸条件により、スチール製の机を導入する場合は、天板にかぶせる「木製補助天板」を用いること。脇机も同様とする。 ②椅子については、価格・耐久性等の面を考慮し、必要に応じて木製品とすること。 ③机の付属品として、机上名札や課名表示板なども積極的に木製品とすること。 </td> </tr> <tr> <td>その他 (会議室、応接・待合室、OA室等)</td> <td>◆会議室・応接室等は、不特定多数の方が利用する機会が多い場所であることから、可能な限り各部位に木材が使用された製品を導入すること。</td> <td>※机・椅子以外の備品等も、積極的に木製品を取り入れ、PR効果を高める。</td> </tr> </tbody> </table>	導入箇所	導入方法	摘要	教室	<ul style="list-style-type: none"> ◆新築時においては、積極的に木製机・椅子の導入を検討する。 ◆机・椅子を老朽化等により更新する場合、又は破損等により交換する場合は、積極的に木製品の導入を検討する。 	①天板は、「リバーシブル」又は「交換が可能」であること。 ②持ち運びが容易な工夫又は軽量化(机・椅子セットで概ね15kg以内)された製品であること。 ③部品交換やメンテナンスが容易に行えること。 ④サイズは「日本工業規格『学校用家具-教室用机・椅子』(JIS S1021)」を参考にする。	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理職、受付など、来庁者の目に付きやすい箇所は、積極的に木製机・椅子を導入する。 ◆その他の机・椅子については、必要に応じて木製品の導入を検討する。 	①諸条件により、スチール製の机を導入する場合は、天板にかぶせる「木製補助天板」を用いること。脇机も同様とする。 ②椅子については、価格・耐久性等の面を考慮し、必要に応じて木製品とすること。 ③机の付属品として、机上名札や課名表示板なども積極的に木製品とすること。	その他 (会議室、応接・待合室、OA室等)	◆会議室・応接室等は、不特定多数の方が利用する機会が多い場所であることから、可能な限り各部位に木材が使用された製品を導入すること。	※机・椅子以外の備品等も、積極的に木製品を取り入れ、PR効果を高める。
導入箇所	導入方法	摘要															
教室	<ul style="list-style-type: none"> ◆新築時においては、積極的に木製机・椅子の導入を検討する。 ◆机・椅子を老朽化等により更新する場合、又は破損等により交換する場合は、積極的に木製品の導入を検討する。 	①天板は、「リバーシブル」又は「交換が可能」であること。 ②持ち運びが容易な工夫又は軽量化(机・椅子セットで概ね15kg以内)された製品であること。 ③部品交換やメンテナンスが容易に行えること。 ④サイズは「日本工業規格『学校用家具-教室用机・椅子』(JIS S1021)」を参考にする。															
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理職、受付など、来庁者の目に付きやすい箇所は、積極的に木製机・椅子を導入する。 ◆その他の机・椅子については、必要に応じて木製品の導入を検討する。 	①諸条件により、スチール製の机を導入する場合は、天板にかぶせる「木製補助天板」を用いること。脇机も同様とする。 ②椅子については、価格・耐久性等の面を考慮し、必要に応じて木製品とすること。 ③机の付属品として、机上名札や課名表示板なども積極的に木製品とすること。															
その他 (会議室、応接・待合室、OA室等)	◆会議室・応接室等は、不特定多数の方が利用する機会が多い場所であることから、可能な限り各部位に木材が使用された製品を導入すること。	※机・椅子以外の備品等も、積極的に木製品を取り入れ、PR効果を高める。															
知事部局 各部	各部所管の教育施設等を対象とする	全ての道立施設を対象とする	全ての道立施設を対象とする														
教育庁	道立高等学校 特別支援学校 など																
道警本部	-																
その他	-																

北海道における道産木材の利用促進の取り組みについて

木材供給量と道産木材供給率



道産カラマツ・スギ住宅棟数



「地材地消」の推進

木材の産地証明システムの確立
 消費者との協働による利用促進
 マスメディアの活用によるプロモーション活動
 住宅建築における「地材地消」の強化など



道産木材を使用した「北の木の家」の普及

間伐材等の木質バイオマスの利用拡大

木質バイオマスボイラー等の導入
 木質ペレットの生産・利用促進
 林地残材の集荷システムの検討など



ペレット製造施設



北海道型ペレットストーブ

公共土木工事による間伐材利用促進

「公共土木工事における間伐材利用推進指針」を策定、重点的に利用を推進する工種工法を設定
 農政部・水産林務部・建設部が連携し率先使用
 工事現場での環境配慮の取組推進など



流路工



防風工

木造公共施設の整備促進

「公共建築物の木造化・木質化の推進方針」を策定
 木の香りあふれる道立施設をモデルとして整備
 国の交付金を活用した市町村等公共施設の整備
 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の公布



オホーツク流水公園
あおぞら交流館



子どもふれあいセンター
(寿都町)

釧路総合振興局管内における木材利用について

1 カラマツ・トドマツ材の状況

(1) カラマツ資源 (ha)

	全道	釧路	釧/全道
面積	318,878	27,057	8%

*管内民有林最多植栽樹種(トドマツの約1.6倍)

	I～VI齢級	VII齢級以上
齢級	9,977	17,080

・トドマツ資源 (ha)

	全道	釧路	釧/全道
面積	243,308	16,840	7%

	I～VI齢級	VII齢級以上
齢級	6,413	10,427

(2) カラマツ素材生産量 (千m3)

	釧路		
	全道	釧/全道	
17	103	1,692	7%
18	125	1,882	7%
19	133	2,063	6%
20	133	2,038	7%

・トドマツ素材生産量 (千m3)

	釧路		
	全道	釧/全道	
17	40	860	5%
18	50	775	6%
19	51	873	6%
20	48	879	5%

2 釧路総合振興局管内の取組

- (1) 管内では酪農が盛んであるため、早くから畜舎等への利用推進に取り組んでおり、現在では豚舎などでも使用されるようになってきている。

・管内での木製堆肥舎・木製牛舎建設棟数 (棟)

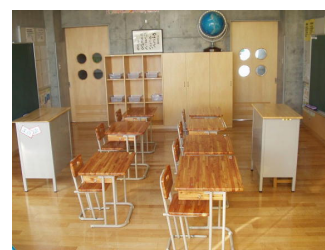
	15	16	17	18	19	20
牛舎、育成舎、哺育舎	4	6	2	10	3	10
堆肥舎	1	1	2		1	



木製牛舎

- (2) 管内のクリーニング工場において、NEDOの事業により平成19年度に木質バイオマスボイラーを導入、21年度実績でパーク・チップ等木質系燃料を6,930t使用している。

また、鶴居村森林組合では20年9月よりペレット製造施設を稼働させ、カラマツホワイトペレットを生産している。



木製机・椅子

- (3) 管内の木材業界において、釧路型学童用木製机・椅子を開発。平成16年より36の小中学校に計7,404組の導入実績がある。また、道産材利用促進対策事業により平成16年からの3年間で、17の小中学校に1,085枚の木製天板をプレゼントしている。

- (4) 管内では平成15年よりカラマツ住宅が建設されており、平成20年度には全道の12%、77戸のカラマツ住宅が建設されている。

・カラマツ住宅建築戸数 (戸)

	釧路		
	全道	釧/全道	
17	37	427	9%
18	43	547	8%
19	30	579	5%
20	77	620	12%



カラマツ住宅

森林・林業基本政策検討委員会 最終とりまとめ

森林・林業の再生に向けた改革の姿 (抜粋)

平成22年11月

森林・林業基本政策検討委員会

② 木材利用の拡大

ア) 公共建築物への利用

平成22年10月1日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、①低層の公共建築物について原則としてすべて木造化を図るとともに、②高層・低層にかかわらず、内装等の木質化を推進するなど、国が率先して公共建築物における木材利用を推進する。

また、国土交通省など関係府省とも連携しつつ法律の周知徹底を図るとともに、特に、都道府県や市町村に対して、法律に基づく「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」の作成を働きかける等により、更なる木材利用の拡大を推進する。

併せて、公共建築物における地域材利用に対する支援を充実するとともに、公共建築物の整備に適した木材の調達を円滑に行うための体制の整備、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材育成等を推進する。

イ) 住宅等への木材利用

マンションの内装材や住宅のリフォーム分野における木材利用を推進するとともに、木のまち・木のいえづくりに向けた体制の構築や、地域の製材工場と工務店の連携や製材から住宅をつなぐ地域材認証などの仕組みづくりによる消費者のニーズに対応した特色ある家づくりなど、地域材の利用を推進する。

コンクリート型枠やガードレール、土木用資材への利用、耐火部材や省エネ部材、長期優良住宅等に対応した新たな地域材製品の開発・普及を推進する。

生活用品、パレット等輸送用資材等様々な分野への消費者のニーズに対応した国産材利用の供給体制整備を行う。

ウ) 木質バイオマスの総合利用

パーティクルボード、ファイバーボード、混練型WPC(ウッドプラスチックコンポジット)などの木質系材料の利用を推進するとともに、石炭火力発電所における混合利用等のエネルギー利用や、チップ・ペレット・薪等の木質バイオマスボイラーによる熱利用を推進するなど木質バイオマスの総合利用を図る。

また、「再生可能エネルギーの全量買取制度」の導入に向けて、経済産業省など関係府省とも連携を図り、木材のカスケード利用を基本とした間伐材等の利用促進方策を検討する。

さらに、木質バイオマス燃料の低コスト生産のための技術開発、木質バイオマス由来のプラスチック等の新たな用途の研究・技術開発を推進する。

他方、経営的・技術的に整合の取れた木質バイオマス利用の仕組みづくりと着実な普及体制の整備を推進するとともに、カーボン・クレジットの活用等により、木質バイオマスの利用に対するインセンティブを付与する取組を強化する。

エ) 木材の輸出促進

将来的に国内需要が頭打ちになることが見込まれる中、木材利用の拡大を図るため、木材の輸出を促進する。特に、今後木材需要の増加が見込まれる中国、韓国等を主なターゲットとして、スギ、ヒノキ等を利用した付加価値の高い木材製品についての輸出拡大を図る。このため、今後、a. 輸出先国の消費者ニーズに対応した新たな製品開発、b. 軸組ビルディングコードの海外輸出等輸出先国に関する規格・規制への対応、c. 輸出先国の商慣行の情報収集・提供等を戦略的に推進する。

また、日本の木材の品質・性能の認知度向上、木造建築の技術支援、宣伝普及体制の整備等、木材輸出を推進するための体制の強化を図る。

③ 消費者等の理解の醸成

森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、森林資源を適切に整備しながら循環的に木材を利用していくこと（植える→育てる→使う→植えるという森林と木材利用のサイクル）の重要性について、消費者の理解を深める観点から、木の良さや大切さを学ぶ活動に対する支援を行う。

特に、青少年等に対する森林環境教育や木育について、文部科学省などの関係府省とも連携しつつ、その推進を図る。

また、木材利用に対する消費者の理解を醸成し、木材利用の拡大につなげていくため、地球温暖化防止や森林整備への貢献など国産材の環境貢献度の「見える化」について、木材の炭素貯蔵量等を評価・表示する手法を開発するとともに、企業等が木材、木製品に二酸化炭素排出削減効果の「見える化」に取り組めるよう、カーボンフットプリント（CFP）の試行制度に基づいた計算ルール（商品種別算定基準：PCR）の策定を推進する。

さらに、NPO等のネットワーク化を図りつつ、国産材の実需に結びつけていく運動を展開する観点から、「木づかい運動」を見直し、森林整備寄付金付き製品等の開発や環境貢献度の評価・表示に企業が取り組むようにするための運動を展開する。

一方、違法伐採対策については、企業、消費者への合法木材の利用の浸透が図られていない、市場において合法木材が差別化されていないといった課題に対応して、消費者の選択を促すことができるよう、合法性に加え、伐採地、樹種等の情報を製品に表示する等により、トレーサビリティの確保を図り、違法伐採対策を強化する。併せて、合法木材の普及拡大、信頼性の向上の取組を強化する。

森林・林業再生プラン実行プログラム(工程表)

H23年度

H24年度

H25年度

5年後(H27年度)

10年後(H32年度)

5. 国産材の加工・流通・利用

質・量ともに輸入材に対抗できる効率的な加工・流通体制の整備

物流拠点間のネットワーク等による大口需要に対応できる安定供給体制の構築

中間土場などのストックヤード機能(集積・仕分け)や大型トレーラーを活用した原木流通の低コスト化・効率化

乾燥材、JAS製品など品質、性能の確かな製品をハウスメーカー等の大口需要者へ安定的に供給できる加工体制の構築

・フォレスター、森林施業プランナーなどとの連携強化

・森林経営計画(仮称)の策定などによる供給量増加に対応した加工・流通体制の一層の強化(協定の締結等)

国産材利用拡大に向けた製材品、集成材、合板などに関する技術開発・普及

間伐材をはじめとする国産材チップの供給体制の整備

間伐材・広葉樹材チップの供給拡大

民有林・国有林の連携強化による国産材の安定供給体制を構築

木材利用の拡大

公共建築物木材利用促進法に基づき、国が率先して公共建築物における木材利用の推進
都道府県、市町村に同法に基づく方針作成の働きかけ、公共建築物における地域材利用への支援

地域の製材工場と工務店の連携による住宅づくり、耐火部材等の製品開発・普及、土木用資材・生活用品等への国産材利用を推進

再生可能エネルギー全量買取制度導入に向け、木質バイオマス利用促進方策の構築

再生可能エネルギーの全量買取制度による木質バイオマス利用の促進

木質バイオマス等、木材の利用拡大のため新たな用途の研究・技術開発を推進

戦略的な木材輸出の推進や情報収集・宣伝普及体制の強化

消費者等の理解の醸成

文部科学省と連携しつつ、消費者や青少年等に対する森林環境教育や木育を推進

環境貢献度の評価・表示手法の開発等を推進

国産材の環境貢献度の「見える化」について、環境貢献度の試行・実証を推進

NPO等のネットワーク化を図りつつ、国産材の実需に結びつけていく「木づかい運動」を展開

違法伐採対策として、木材のトレーサビリティを確保する仕組みを構築

本格実施

シフトの実施

競争力の高い加工・流通体制の確保

国民生活の様々な分野で木材利用が拡大

エネルギー利用等木質バイオマス利用の定着

国産材の需要量(試算)

・製材 → 2,180万m³
・合板 → 590万m³
・チップ → 1,460万m³

木造計画・設計基準（仮称）の構成とポイント（抜粋）

2. 基準・資料（案）のポイント

○構造

- ・ 製材は原則 J A S 構造用製材を使用。J A S 構造用製材以外を使用することができる場合については具体的に記載。
- ・ 建築基準法の木造仕様規定は住宅荷重ベースであるため、事務所荷重に対応するために四号建物（建築基準法第 20 条 4 号に該当し、構造計算が不要の建物）も含め原則許容応力度計算を必須とする。
- ・ 長期にわたって使用する上で高い性能を求める施設について、変形性能の確認方法等を整理。

○防耐火

- ・ 建築基準法、官公法の防耐火の規定を体系的に整理。
- ・ 木造で計画する場合に活用される準耐火建築物、防火壁等の規定について、計画・設計段階で考慮すべき事項を記載。
- ・ 重要な財産・情報を保管する室は耐火構造の壁、床で区画することを記載。
（部分的に対象室を鉄筋コンクリート造として構成することが選択肢のひとつとして考えられる。）

○耐久性

- ・ 住宅性能表示の等級 2（50～60 年）を基本として、仕様で規定。
- ・ 等級 3（75～90 年）の仕様を選択肢として記載。

○防犯

- ・ 壁・床の補強については、特別な対応となるため特に基準で定めず。

○音環境

- ・ 床衝撃音について、木造、事務所用途の測定実績が少なく、設計段階で数値の検証が困難なことから、対策の例を資料に図示。

○建築設備

- ・ 設備機器の計画にあたっては、適切な防振措置を講じるほか、建築構造等に問題が生じないように計画することを記載。
- ・ 照度の算定にあたっては、各室の木質内装に応じた反射率を考慮することを記載。
- ・ 熱負荷計算にあたっては、室内負荷のうち木造及び木質内装に応じた構造体負荷などを考慮することを記載。

実態調査の実施

審査側実務実態調査

資料6-1

○審査側実務の実態調査

①全行政庁・機関にアンケート

- ・分野別審査体制の現状
- ・確認検査、仮使用承認、取消権行使件数

②行政庁・機関を対象に実態ヒアリング

- ・審査困難な分野
- ・大臣認定・型式認定案件の審査実態
- ・指摘等問題が多い分野、具体的内容
- ・仮使用承認・消防協議実態含む具体的な審査プロセス
- ・違反発見時の是正対応状況
- ・機関別の行政経由等特別な運用の実態

(2～3月:アンケート・ヒアリング・データ分析)

報告

定期調査報告実態調査

資料6-2

○定期調査報告実態

- ・行政庁・地域法人アンケート、検査実施者ヒアリング、報告書のサンプル調査(数百抽出し分析)を実施(～3月)

報告

設計・工事監理等供給側実務実態調査

資料6-3

○設計・工事監理等供給側実務実態調査

①組織・業務形態別の分布等全般的状況関連データ整理

②処分対象の業態(設計・施工一括又は分離等)分析

③建築士事務所を対象に業務実態ヒアリング

- ・設計図書作成プロセス(分野間整合、外注内容、審査側からの指摘内容)
- ・計画変更対応(設計変更前提の事項、変更時の対応等)
- ・工事監理実態(常駐、巡回、外注等)

④住宅瑕疵担保責任保険法人ヒアリング

- ・審査検査特例対象となる4号建築物における不適合状況

⑤建築系学科教育、業界団体等による職能教育の概況整理

(～7月実施・データ整理)

報告

勉強会審議事項(素案)

H23年2月2日(第1回)

【検討事項・進め方の確認】

- ・建築法体系の現状
- ・関連データ・指摘事項等
- ・実態調査実施計画

3月30日(第2回)

【委員意見表明】

- ・建築物の質の捉え方、建築規制、資格制度、質の向上関連施策等に係る委員の意見表明

5月(第3回)

【審査・検査制度のあり方】

- ・審査側実務の実態や海外の仕組みを踏まえ、行政庁と指定機関の役割分担、審査困難分野での対応等基準適合性確保の仕組みのあり方に係る論点を整理

※第3回目以降の開催日程に関しては改めて調整の上決定予定

7月(第4回)

【使用段階品質管理、建築(職能)教育のあり方】

- ・定期報告、違反是正、事故対策、学校教育、職能教育等の実態を踏まえ、ストックの適正な維持保全や担い手育成に向けた関係主体の役割、関連制度のあり方を整理

9月(第5回)

【設計・生産システムのあり方】

- ・設計、施工、工場生産の際の品質管理の実態を踏まえ、質の確保向上に向けた関係主体の役割・責務等を整理

11月(第6回)

【技術基準体系のあり方】

- ・日本の基準体系の現状、性能規定化に係る国際動向等を踏まえ、新技術の導入等が円滑化される基準体系のあり方を整理

H24年1月(第7回)

【論点整理】

- ・建築生産システム全体を巡る現状と課題を踏まえた建築法体系の今後の方向性に係る論点整理

木造公共建築物等の整備（新規）
（木材利用及び木材産業体制の整備推進）
＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞

【平成23年度概算決定額 1,610,418(7,084,642)千円の内数】

事業のポイント

- 公共建築物木材利用促進法の実効性を高めるため、「木造」が当然のように選択される社会の形成を目指します。
- 地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の施設整備への支援を行います。

（木造公共施設の現状）

- ・学校施設の木造施設面積は増加

政策目標

木造での公共建築物の整備（床面積）平成20年度7.5%→平成27年度24%

＜内容＞

設計上の工夫や効率的な木材調達等を通じた低コストで合理的な木造公共建築物を整備し、そこで得られたコスト低減などのノウハウを広く普及できる施設に限って支援を行います。

具体的には、合法性が証明された地域材を利用し、①鉄骨・鉄筋コンクリート造と比較し、概ね同等水準のコストで整備することが可能であり、②施工後に地域住民に対し、普及PRを実施し、③各種試験・モニタリングに協力できるものにつき工事費（建築本体及び内装木質化のみ。電気・下水道工事等は除く）及び計画・設計費（設計図書等一切の情報を公開するもの）に対し支援します。

※ なお、支援対象に該当しない場合には、融資に対する利子助成による支援をご活用下さい。

＜交付率＞

定額（1／2）

＜事業実施主体＞

地方公共団体、社会福祉法人、医療法人、学校法人、その他政令で定めるところの施設の整備主体等

＜事業実施期間＞

平成23年度～24年度（2年間）

[担当課：林野庁木材利用課]

地域材供給倍増事業（新規）

【平成23年度概算決定額 856,018（0）千円】

事業のポイント

「10年後の木材自給率50%以上」を目指し、原木の安定供給の取組や木材産業活性化、公共建築物等への地域材の利用拡大の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「森林・林業再生プラン」に基づいて、国産材の利用拡大を図るためには、小規模・分散的・多段階という国産材の生産・加工・流通体制の改革が必要です。
- ・「公共建築物木材利用促進法」の着実な推進により、公共建築物のみならず、住宅等での地域材の一層の利用拡大や、木質バイオマス等地域材の新たな用途への利用拡大につなげていくことが必要です。

政策目標

- 原木の安定供給体制の構築に取り組んだ地域からの原木供給量：
取組開始後3年目で開始前の3割増（平成32年度には倍増）
- 木材産業等の活性化を図る地域における木材利用量：
平成27年までの5年間で12万m³増加
- 木造での公共建築物の整備：7.5%（平成20年度）
→ 24%（平成27年度）

<内容>

1. 地域における原木の安定供給の取組への直接支援

地域における木材生産者の連携による原木供給の取りまとめやストックヤードを活用した仕分け・直送の推進等、安定供給に向けた取組に対し支援します。

2. 水平連携など木材産業活性化のための支援

集成材工場向けのラミナ挽き等の水平連携構想の作成、工務店と連携した部材の共通化、木製ガードレールなど土木資材の普及等の取組に対し支援します。

3. 木造公共建築物等への地域材利用による実需拡大

公共建築物木材利用促進法を推進するため、次の取組に対し支援します。

- ① 地域の関係者が一体となって取組む木造公共建築物の整備等
- ② 木造公共建築物や木質バイオマス利活用施設の整備資金の借入に係る利子助成
- ③ 木造設計を担う建築士が地域材製品の選択に用いるソフトウェアの提供等

4. 地域材の差別化・信頼性向上による実需拡大

木材のトレーサビリティ制度（合法性、伐採地等の表示）に係る実証や、環境貢献度の客観的な評価・表示等を推進します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成23年度～27年度（5年間）

[担当課：林野庁木材利用課、木材産業課、計画課、経営課]